

鳥取県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉 町566	大森生協診療所デイ サービスほほえみ	鳥取市西品治806	通所介護	平成21年1月 1日
〃	〃	わかさ生協診療所デ イサービスさくら	八頭郡若桜町大 字若桜1200-1	〃	〃